

山梨県立大学国際政策学部の研究倫理審査に係わる運営規程

(平成22年4月1日制定 国際政策第4103号)

(目的)

第1条 この運営規程は、「ヘルシンキ宣言」に沿って、山梨県立大学国際政策学部専任教員(以下「教員」という。)が行う臨床的研究その他の調査研究を対象に倫理的配慮を図ることを目的として、必要な事項を定める。

(研究倫理審査委員会)

第2条 国際政策学部に研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、教員4名をもって組織する。必要に応じ、学部外の学識経験者を加えることができる。

3 委員は学部長が委嘱する。

4 委員長は学部長が指名する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、委員に欠員が生じたときは補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

6 委員会は、委員長が招集し、議長となる

7 委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。審査対象となる調査研究に係わる委員は出席しないものとし、その数は構成員から除く。

(審査対象)

第3条 委員会は、教員が行う人を対象とした調査研究で教員が申請したものについて審査する。

(審査請求の手続き)

第4条 審査を希望する者は、研究倫理審査申請書を作成し、その他の必要書類を添えて学部長あてに申請する。申請を受理した学部長はその審査を委員会に付託する。

2 研究倫理審査申請書の様式等は、看護学部の研究倫理審査に係わる運営規程の例による。

(審査基準)

第5条 委員会は、次の各号について審査を行う。

(1) 対象となる人の人権の擁護

(2) 対象となる人からのインフォームドコンセントを得る方法

(3) 予測される学問的・社会的な貢献

(4) 対象となる人への危険性と不利益

(5) その他、倫理的問題に対する配慮

(申請者からの聴取)

第6条 委員会は、必要に応じて申請者から聴取を行うことができる。

(審査の評価)

第7条 審査の評価は、それぞれ3分の2以上の賛成を要する。

2 評価は以下の4段階とする。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(結果の通知)

第9条 委員会は、付託された申請について速やかに審査を行い、審査結果を学部長に報告する。

2 学部長は委員会の報告を受けて、学部長名で申請者に通知する。

3 審査結果に疑義がある場合、申請者は書面をもって照会することができる。

(再申請)

第10条 審査の結果、第7条第2項第3号又は第4号とされた場合は、当該申請者は修正した研究倫理審査申請書により再申請することができる。

(庶務)

第11条 委員会に関する庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。